

○内閣府令第三十三号

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第四十六条第三項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和二年四月一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成二十六年内閣府令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これ

を  
加  
え  
る。

改 正 後

改 正 前

(特定教育・保育施設等との連携)

第四十二条 「略」

「2・3 略」

(特定教育・保育施設等との連携)  
第四十二条 「同上」

「2・3 同上」

4 市町村長は、次のいずれかに該当するときは、第一項第三号の規定を適用しないこととすることができる。

一 市町村長が、児童福祉法第二十四条第三項の規定による調整を行うに当たつて、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満三歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき

二 特定地域型保育事業者による第一項第三号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき(前号に該当する場合を除く。)

〔号を加える。〕

4 市町村長は、特定地域型保育事業者による第一項第三号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。  
〔号を加える。〕

5 前項(第二号に係る部分に限る。)の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が二十人以上のものに限る。)であつて、市町村長が適当と認めたものを第一項第三号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

「1・2 略」  
「6・9 略」

5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が二十人以上のものに限る。)であつて、市町村長が適当と認めたものを第一項第三号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

「1・2 同上」  
「6・9 同上」

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この府令は、公布の日から施行する。